

滋 薬 務 第 2 8 7 号
令和4年（2022年）4月4日

一般社団法人滋賀県薬剤師会長
一般社団法人滋賀県医薬品登録販売者協会会長
滋賀県医薬品配置協議会長

様

滋賀県健康医療福祉部薬務課長
(公印省略)

登録販売者に対する研修の実施について

このことについて、令和4年3月29日付け薬生発 0329 第5号で厚生労働省医薬・生活衛生局長から「登録販売者に対する研修の実施について」、同日付け薬生総発 0329 第4号で同局総務課長から「登録販売者に対する研修の実施に係る取扱いについて」（以下「課長通知」という。）別添のとおり通知がありました。また、同日付けで同局総務課から「登録販売者に対する研修の実施に係る取扱いに関するQ&Aについて」別添のとおり事務連絡がありましたので御承知願いますとともに、下記について貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 研修について

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）第1条第1項第14号、第2条第1項第6号および第3条第1項第5号において、薬局開設者、店舗販売業者および配置販売業者（以下「一般用医薬品販売業者等」という。）は、医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、薬剤師、登録販売者および一般従事者に対する研修を実施することとされていることも踏まえ、このたび、登録販売者の資質向上のため、一般用医薬品販売業者等は、その業務に従事する登録販売者に、一定の基準による研修を毎年度受講させなければならないとされたこと。

2 研修の受講対象者、時間数等について

(1) 研修の受講対象者

一般用医薬品販売業者等は、当該販売業者等の下で一般用医薬品の販売に従事す

る全ての登録販売者を研修の受講対象者とする事。

(2) 研修の時間数

一般用医薬品販売業者等は、研修受講対象者に対し、毎年度、少なくとも計12時間以上、定期的かつ継続的に研修を受講させる事。

(3) 研修の実施内容等

一般用医薬品販売業者等は、研修の実施内容等が、課長通知中Ⅱの1の⑤を満たすものである事をあらかじめ厚生労働省のホームページ等で確認する事。

(4) 研修の修了の確認等

一般用医薬品販売業者等は、研修の受講対象者が研修を受けたことを修了証等で確認し、その旨を適切に記録・保存する事。

3 自主点検

一般用医薬品の販売に従事する全ての登録販売者に対して課長通知中Ⅱの研修実施機関が実施する研修を受講させている事等を別紙1および別紙2により確認する事。

なお、登録販売者が研修を適切に受講している事を当課または保健所が確認するため、薬事監視等の際に、別紙1および別紙2またはⅡの1の⑥の研修修了証の提示を求めた場合、速やかに提示できるようにしておく事。

滋賀県健康医療福祉部薬務課
薬事指導係 太田
TEL : 077-528-3634 FAX : 077-528-4863
薬業振興係 花房
TEL : 0748-88-2122 FAX : 0748-88-4493